

任意継続被保険者制度および特例退職者医療制度に関する 法改正について（ご通知）

健康保険法等の一部を改正する法律が公布されましたので、下記のとおり、ご通知申し上げます。

記

1. 改正内容

- 資格喪失事由として「**被保険者からの申出**」の追加（健康保険法第38条）

被保険者が、任意継続および特例退職被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合には、その**申し出が受理された日の翌月1日に、被保険者の資格を喪失（脱退）することとなる。**

※これまで、任意継続被保険者制度および特例退職者医療制度に加入すると、就職等の定められた事由以外（国民健康保険に加入したい等）で資格喪失することができませんでしたが、今後は、**被保険者からの申出により、任意でも脱退することができるように改正されます。**

2. 施行時期

2022年1月1日

例) 2022年1月末までに申出が受理された場合 → 2022年2月1日資格喪失となります。

3. 任意で脱退を希望する場合のお手続きの流れ

1

「資格喪失申出書兼保険料返金請求書（任継） / （特退）」に必要事項を記入のうえ、当健康保険組合に郵送してください。

保険証は月末までお使いになれますので、上記申出書提出時には添付は必要ありません。

※申請書は、2022年1月に当健康保険組合HP（申請書一覧）に掲載します。

2

保険証は、翌月1日（資格喪失日）以降、速やかに当健康保険組合にご返却ください。

3

資格喪失日以降、「資格喪失証明書」をお送りいたします。

※「資格喪失証明書」は、国民健康保険等に加入するときに必要な書類です。

4. その他

- 保険料「毎月払」を選択している場合、資格喪失申出の翌月に保険料が振替となる場合があります。過払分は、後日、返還いたします。
- 前納払（1年・半年）にて納付いただいた場合も、過払分は返還いたします。
- 国民健康保険への加入手続きについては、国民健康保険窓口にお問い合わせください。

～よくある質問は[次のページ](#)へ～

以上

富士通健康保険組合）任意継続・特例退職担当

電話：044-738-3010

※音声案内【3】を押してください。

■よくある質問

1	Q	今までは、「国民健康保険に加入したい。」という理由では脱退できないと思っていましたが、任意で脱退することができるようになったのですか。
	A	はい。被保険者様のお申し出により、脱退することが可能になりました。 お申し出を受理した月の翌月 1 日に資格を喪失します。
2	Q	任意脱退する申請書を送付するとき、一緒に保険証は返却しなくて良いのですか。
	A	はい。申請書提出時には保険証を返却する必要はありません。 保険証は、月末までお使いになれますので、そのままお持ちください。 資格喪失日（翌月 1 日）以降、速やかに健康保険組合まで返却してください。
3	Q	保険証を早く返却すれば、「資格喪失証明書」を早く送付してもらえますか。
	A	保険証が返却されても、「資格喪失証明書」は、資格喪失日以降でないと送付することはできません。 国民健康保険への加入は、当健康保険組合の資格喪失日に遡って加入できますので、健康保険が無い期間（無保険）は発生しません。
4	Q	任意継続を任意で脱退して国民健康保険に加入した後、また任意継続に加入することはできますか。
	A	再度、任意継続に加入することはできません。
5	Q	特例退職を任意で脱退して国民健康保険に加入した場合、また特例退職に加入することはできますか。
	A	再度、特例退職に加入することはできません。 年金受給権が発生してから国民健康保険に加入した場合、特例退職に加入することはできません。
6	Q	任意継続を任意で脱退して国民健康保険に加入した場合でも、老齢厚生年金受給開始年齢に達した時点（誕生日）で、特例退職に加入することはできますか。
	A	はい。特例退職者の加入要件を満たしていれば、特例退職に加入することはできます。 ただし、改めて特例退職の加入手続きが必要になります。
7	Q	任意継続の 2 年満了前に老齢厚生年金受給開始年齢に到達するので、途中で特例退職に切替をしたいのですが、どうしたら良いですか。
	A	2 年満了前に特例退職への切替を希望する場合は、ご自身で老齢厚生年金受給開始年齢にあわせて、任意継続の脱退（任意）のお手続きをしてください。 そのあと、特例退職の加入手続きを行っていただくことになります。 当健康保険組合から、被保険者に切替時期に関する通知（案内）は行っていません。